

一般廃棄物処理業許可証

釧路市許可 第1号

釧路町中央3丁目50番地

釧路衛星株式会社

代表取締役 斎藤 剛史

令和5年4月5日付をもって申請のあった一般廃棄物処理業の許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付して許可する。

令和5年4月18日

釧路市長 蝦名 大也



記

- 事業の範囲 釧路市内のごみ及び浄化槽汚泥の収集運搬とする
- 許可の有効期間 令和5年5月1日から
令和7年4月30日まで
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例等を遵守するほか市長の指示する事項に従うこと。